当日配布資料　2

犬山市障害福祉サービス事業所防災相互応援協定（案）

犬山市内において障害福祉サービスを提供する事業所（以下「加盟事業所」という。）は、災害発生時における利用者の安全確保及びサービス継続のための相互協力体制を平時から構築することを目的として、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

第１条（目的）

本協定は、地震、風水害、火災、感染症の大規模流行その他これらに類する事態（以下「災害」という。）が発生した場合において、加盟事業所が相互に人的支援、物的支援及び金銭的支援を行うとともに、平時から連絡体制及び防災体制を構築することにより、利用者の安全確保及び障害福祉サービスの継続性を確保することを目的とする。

第２条（定義）

本協定における用語の定義は次のとおりとする。

(1)　「被災事業所」とは、災害により通常のサービス提供が困難となった加盟事業所をいう。
(2)　「支援事業所」とは、被災事業所からの要請等に基づき支援を行う加盟事業所をいう。
(3)　「人的支援」とは、職員の派遣等による支援活動をいう。
(4)　「物的支援」とは、物資、機材、車両、施設スペース等の提供又は貸与をいう。
(5)　「金銭的支援」とは、寄附金、見舞金その他の資金の提供をいう。
(6)　「幹事事業所」とは、本協定の運営・連絡調整を担う事業所として、加盟事業所の互選により定める事業所をいう。

第３条（基本原則）

災害発生時における支援は、各加盟事業所の通常業務の遂行に支障を及ぼさない範囲で行うものとし、いずれの支援も義務ではなく可能な範囲での協力を基本とする。加盟事業所は、利用者の障害特性に応じた配慮を行い、その人権及び尊厳の確保を最優先とする。

第２章　平時の連絡体制の構築及び体制整備

第４条（連絡体制の整備）

各加盟事業所は、防災連絡責任者及び補助担当者を１名以上選任し、その氏名及び連絡先（電話、メール等）を幹事事業所に届け出るものとする。幹事事業所は、これらを集約した緊急連絡先一覧（別紙１）を作成・管理し、年１回以上及び担当者の変更時に更新するものとする。連絡手段は、電話、メール、グループ SNS 等を複数併用することにより、通信障害時にも対応できるようにする。

第５条（資源情報の共有）

各加盟事業所は、提供可能な人的資源及び物的資源の概要を別紙２により幹事事業所に提出するものとする。当該一覧は年１回以上更新し、災害時の支援調整に活用する。

第６条（防災連絡会議及び合同訓練）

加盟事業所は、本協定の実効性を維持するため、年２回以上の防災連絡会議を開催し、連絡体制の確認、資源情報の更新、各事業所の事業継続計画の状況共有等を行う。また、安否確認、情報伝達等を含む合同防災訓練を年１回以上実施するよう努める。

第３章　災害発生時の対応

第７条（初動対応）
　災害が発生したときは、各加盟事業所は、幹事事業所の指示により速やかに利用者及び職員の安否並びに被害状況を確認し、発災後２４時間以内を目安に幹事事業所に報告するものとする。幹事事業所は報告内容を集約し、支援の要否を確認する。

第８条（応援要請の手続き）
　被災事業所は、支援を要請する場合、支援の種別（人的・物的・金銭的）、内容、数量及び期間を明示した支援要請書（別紙３）を幹事事業所に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による口頭要請を先行させ、事後速やかに書面を提出するものとする。幹事事業所は、要請内容を加盟事業所に周知し、支援可能な事業所との調整を行う。

第４章　人的支援

第９条（人的支援の内容）
　支援事業所は、要請に基づき次の支援を行うよう努める。
（1）　利用者への介護、生活支援、見守り等を行う職員の派遣
（2）　被災事業所の業務・復旧作業を補助する職員の派遣
（3）　相談支援専門員、サービス管理責任者等専門職の派遣
（4）　利用者の一時的な受入れ

第１０条（派遣職員の取り扱い）
　派遣職員の身分は派遣元事業所に属するものとし、派遣中の労災等については派遣元事業所が関係法令及び自ら定める規程に基づき対応する。派遣に伴う交通費等の実費負担については、第１４条の規定による。

第５章　物的支援

第１１条（物的支援の内容）
　支援事業所は、要請に基づき次の支援を行うよう努める。
（1）　食料、飲料水、衛生用品等生活必需品の提供
（2）　福祉用具、介護機器、車両等の提供又は貸与
（3）　施設スペースの一時的な提供

第１２条（物品の取扱い）
　貸与した物品は原状回復の上返却するものとし、通常の使用による損耗については被災事業所の負担を免除する。ただし、故意又は重大な過失による損傷については、被災事業所が修繕費用を負担する。

第６章　金銭的支援

第１３条（金銭的支援の内容）
　加盟事業所は、被災事業所の早期復旧のため、見舞金の拠出、無利子による短期貸付、寄附金の取りまとめ等の金銭的支援を行うことができる。拠出額及び方法については、幹事事業所が被

災状況を勘案し提案の上、加盟事業所の合意により決定する。

第７章　費用負担及び精算

第１４条（費用負担の原則）
　応援活動に要した費用は、原則として被災事業所の負担とする。ただし、支援事業所が自らの判断で負担することを妨げない。派遣職員の人件費は、原則として派遣元事業所の負担とし、物資調達費・輸送費等は協議により定める。補助金、助成金等が活用できる場合は、これを優先的に活用するものとする。

第１５条（精算手続き）
　支援事業所は、支援終了後２か月以内に支援実績及び費用を記載した報告書（別紙４）を被災事業所及び幹事事業所に提出し、被災事業所は受領後３か月以内に費用を支払うものとする。

第８章　損害補償及び免責

第１６条（事故等への対応）
　応援活動中に生じた事故等については、関係する事業所が誠意をもって協議し解決に当たる。応援活動中の派遣職員の労災については、派遣元事業所が対応する。

第９章　個人情報の保護

第１７条（個人情報の取扱い）
　本協定に基づく支援活動において知り得た利用者等の個人情報は、支援目的にのみ使用し、関係法令及び各事業所の個人情報保護規程に従い適正に管理する。第三者への提供及び目的外利用は行わないものとする。

第１０章　協定の管理・運営

第１８条（幹事事業所の役割）
　幹事事業所は、連絡先・資源情報の管理、災害時の情報集約及び支援調整、防災連絡会議・合同訓練の企画運営、本協定の見直しの主導、行政との連絡調整等を担う。

第１９条（加盟及び脱退）
　本協定への加盟を希望する事業所は幹事事業所に申し出るものとし、既加盟事業所の合意をもって加盟を認める。脱退を希望する場合は、２か月前までに書面により幹事事業所に通知するものとする。

第２０条（有効期間及び見直し）
　本協定の有効期間は締結の日から２年間とし、期間満了の１か月前までに異議がない場合は同一条件で更新する。本協定は、訓練等を通じて得られた課題を踏まえ、必要に応じて加盟事業所の合意により見直すことができる。

第２１条（協議事項）
　本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、加盟事業所間で誠意をもって協議し解決を図るものとする。

附則

本協定の施行に関し必要な事項は、加盟事業所が協議のうえ別途定めることができる。

令和　　年　　月　　日

（別紙）

1　緊急連絡先一覧
2　資源情報一覧（人的・物的支援可能項目）
3　支援要請書
4　支援実績報告書兼費用請求書